

令和8年1月28日

米子駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

番号	件名	納入（履行） 場所	納期（履行期 限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
197	燃料地下タンク等の定期点検	陸上自衛隊 米子駐屯地	8.3.31	8.1.28	8.2.3 10時00分	8.2.3 10時00分	なし	総品目総額

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負基本条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳 2603 契約機関名（担当）：陸上自衛隊米子駐屯地 第356会計隊契約班（國武）

電話番号：0859-29-2161（内線347） FAX：0859-29-2164 メール：ma356fin - ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する問い合わせ先

電話番号：0859-29-2161（内線324）（担当）：陸上自衛隊米子駐屯地 業務隊（前田）

6 メール及びFAXによる提出の際には、必ず便着の確認を行うこと。

燃料地下タンク等定期点検

米子駐屯地

仕 様 書

- 1 工事件名 : 燃料地下タンク等定期点検
2 工事場所 : 鳥取県米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地
3 実施時期 : 細部調整による
4 工期 : 契約締結日 ~ 令和8年3月31日 (産業廃棄物処分含む)
5 実施概要 : 本作業は、陸上自衛隊米子駐屯地内にある燃料スタンドの燃料地下タンク (10KL) 内部の清掃、漏えい点検を実施するものである。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) タンク清掃 (スラッジ処理) | 1式 |
| (2) スラッジ等産業廃棄物処理 (約2KL) | 1式 |
| (3) 漏洩検査 (気相部・液相部検査) | 1式 |

6 一般仕様

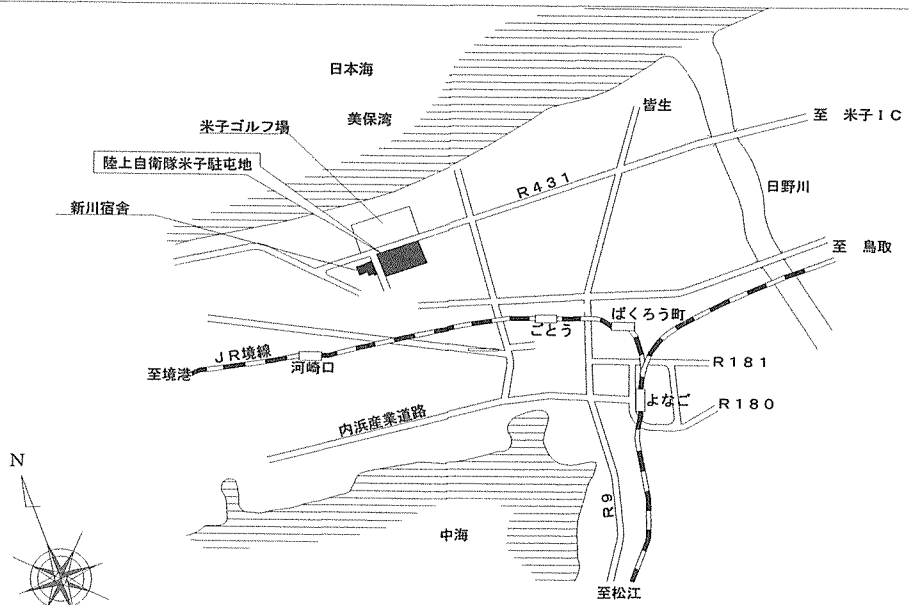
- (1) 本作業は、本仕様書・図面及び関係法令等を遵守して実施すること。なお仕様書に記載なき事項については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。
- (2) 本業務は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 受注者は、業務実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し監督官に提出することとし、了解を得たのち作業を実施すること。
- (4) 受注者は、業務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完了・使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、作業完了後速やかに現像し、A4判アルバムに整理のうえ1部提出すること。デジタルカメラを使用する場合についても前述に準じて実施すること。
- (5) 本作業は受注者の責任施工とし、業務に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (6) 作業に際し仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い良心的に実施すること。
- (7) 業務実施に際し現場の納まり、取合わせ等のため位置又は施工方法を多少変え、それに伴う数量を幾分増減する等の軽微な変更については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 業務実施に際し、請負者は施工条件を工事関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。特に火気の取扱いには十分に注意を払うこと。
- (9) 作業実施時間帯は平日 (土・日及び祝祭日除く) の午前8時15分から午後5時迄を基本とする。その他時間帯に作業を実施する場合には事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。
- (10) 本業務実施に必要な電力・給水については、部隊側算定基準に基づき有償とする。
- (11) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従い実施すること。

7 特記仕様

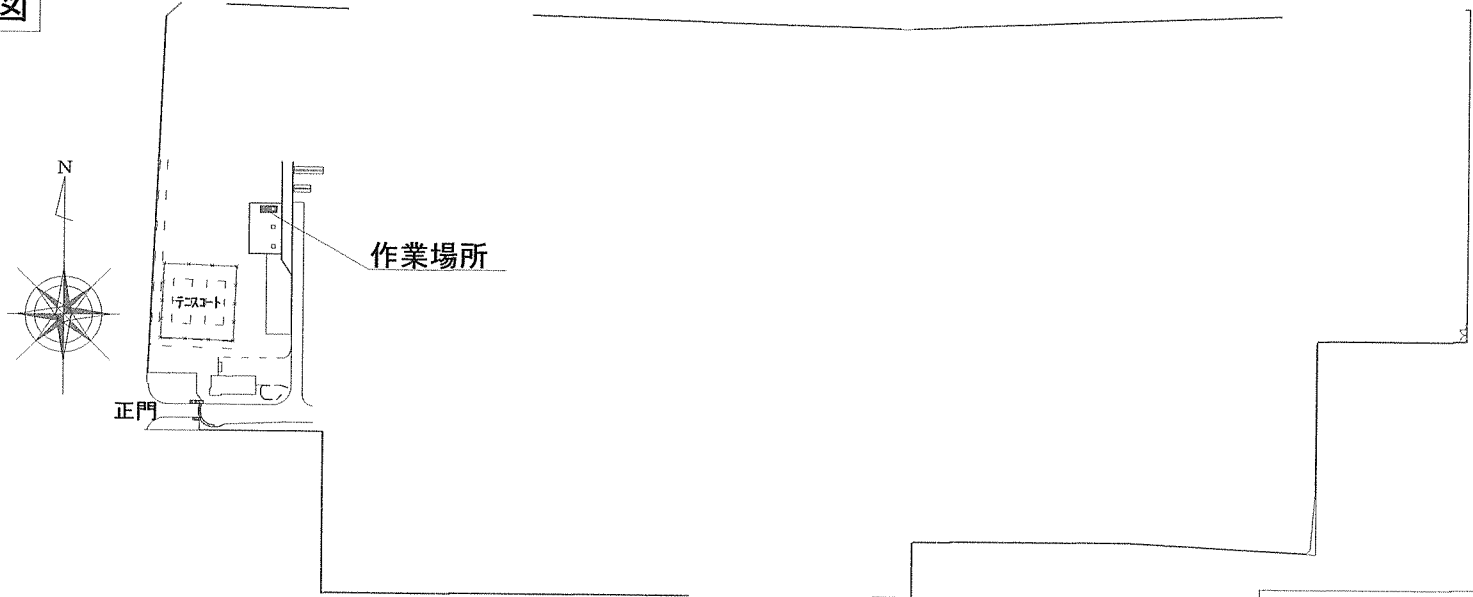
- (1) 業務実施に際し、施工方法により既設部分への補強・養生等生じた場合については、必要に応じ最適であると思われる方法により確実に実施すること。
- (2) 業務実施に際し、製作図・承認図・施工図及び見本等が必要であると考えられる場合、若しくは監督官から指示があった場合については指示に従い速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
- (3) 業務及び機器類製作等実施に際し、必要となる関係各官公署等への届出 (消防署等) 及びその手数料については、請負者の責任に於いて迅速に処理すること。
- (4) 気密検査は微加圧法とし、検査範囲はタンク内及び配管部とする。点検後、点検結果報告書を監督官に2部提出すること。
- (5) 本仕様書・図面に記載されてある寸法等についてはあくまで標準寸法であるために工事実施に際しは、必ず現地採寸を行い細部寸法・施工方法等について確認を行った後作業を実施すること。
- (6) 地下タンクの清掃要領は、以下の通り実施する。
ア スラッジの汲取り及び内部の拭取り清掃、漏えい検査を行う
イ マンホールの復旧
(マンホールパッキン、ボルト、ナット等消耗品の交換が必要ならば請負者が準備すること)
- (7) 管側は本作業実施までに10KLタンクの残油を2KL以下にする。
- (8) 回収したスラッジ等は、数量を確認した後、請負者の責任において場外搬出し処分を行うこと。この際処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守し確実に処置することとする。廃棄物処理業者は都道府県知事等の産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けたものとし提出書類は次のとおりとする。
- | | |
|--------------------------------|----|
| ① 都道府県知事等の産業廃棄物収集業及び処分業の許可書の写し | 1部 |
| ② 産業廃棄物委託契約書の写し | 1部 |
| ③ 廃棄物マニフェスト (A・B2・D・E票) | 1部 |
- ※E票が契約期限内に処理できるよう実施すること。

8 完了検査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届出で検査官の実施する完了検査を受け、合格を以て作業完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格を以て作業完了とする。なお、完了検査は請負者立会のもと当該仕様書に基づき実施する。



駐屯地案内図



駐屯地配置図

内 訳 書

	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						